

## 理事の職務権限規程

2017年2月27日 制定

2020年12月1日 改正

2021年 4月1日 改正

2022年 4月1日 改正

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟ろうきん福祉財団（以下「財団」という。）の理事の職務権限を定め、業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程において、理事とは、代表理事たる理事長及び業務執行理事たる専務理事並びにそのほかの理事をいう。

#### (法令等の順守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

### 第2章 理事の職務権限

#### (理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、財団の業務の執行の決定に参画する。

#### (理事長)

第5条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主催する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第6条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、理事長を補佐し、財団の業務を執行する。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第3章 補 則

(細 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

別表

理事の職務権限

決裁事項	決裁権者	
	理事長	専務理事
事業計画及び予算の案の作成に関すること		
事業報告及び決算の案の作成に関すること		
人事及び給与制度の立案に関すること		
重要な使用人以外の者の任用に関すること		
国外出張に関すること		
契約の締結		
1件200万円以上		
金融商品の取り崩し		
1件10,000万円以上		
職員の教育・研修に関すること		
福利厚生に関すること		
外部に対する文書発簡		
特に重要なもの		
特に重要なもの以外		

(注)上記にかかわらず、専務理事が不在等で権限行使ができない場合に、理事長が専務理事に代わり決裁を行うことは差しつかえない。